



三重県公報

平成30年8月10日（金）

第 3030 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
516	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
517	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康づくり課)	2
518	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農産物安全・流通課)	2
519	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
520	同件	(同)	3
521	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	4
522	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	5
523	土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	6
524	同件	(同)	7
525	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	7
526	同件	(同)	12
選 管 告 示			
43	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	16
44	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(同)	16
45	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	18
46	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定、異動、指定の取消し及び 資金管理団体でなくなった旨の届出	(同)	18
47	政治団体の平成21年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	19
48	政治団体の平成22年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	19
49	政治団体の平成23年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	19
50	政治団体の平成24年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	19
51	政治団体の平成25年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	19
52	政治団体の平成26年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	20
53	政治団体の平成27年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	20
54	政治団体の平成27年中の収支に関する報告書の訂正後の収支の要旨の公表	(同)	20
海 調 委 告 示			
6	遊漁のまき餌釣り等についての委員会指示	(海区漁業調整委員会)	20
公 告			
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	22
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(工業研究所)	22
	同件	(警察本部)	22

告 示

三重県告示第 516 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 日 年 月 日	サービスの種類
2470505641	訪問介護チアフル	津市末広町 1039-2	株式会社CHEERFUL	平成 30 年 8 月 1 日	訪問介護
2470703568	介護支援 アルバ	松阪市笹川町 1416	株式会社アルバ	平成 30 年 8 月 1 日	訪問介護
2470102555	デイサービスセンターピ アノ大仲	桑名市大字大仲新田 252 番地 1	株式会社アクティブ	平成 30 年 8 月 1 日	通所介護
2470505658	デイサービスいちごくん	津市末広町 1039 番地 3	株式会社すみれ	平成 30 年 8 月 1 日	通所介護

三重県告示第 517 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種類別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
病院・診療所	にいみ整形外科	桑名市大字赤尾 2029 番地	平成 30 年 8 月 1 日
薬局	クスリのアオキ 江場薬局	桑名市大字江場 1316 番地 1	平成 30 年 8 月 1 日
病院・診療所	小淵医院	津市一志町高野 254 番地 1	平成 30 年 7 月 16 日
薬局	さんあい薬局株式会社 石薬師店	鈴鹿市石薬師町字西裏 2069-2	平成 30 年 8 月 1 日

三重県告示第 518 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下、「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 登録年月日及び登録番号
平成 15 年 7 月 24 日 第 21 号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社 世古口商店	代表取締役 世古口 篤司	伊勢市中須町 771 番地

- 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
国内産農産物（玄米）
- 登録の区分
品位等検査
- 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域
三重県
- 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
世古口 篤司	██████████ █ ███ █	玄米	K2414420
間宮 久子	██████████ ███	玄米	K2414421
山出 卓弘	██████████ ██████████ ██████████ ██████ ███	玄米	K2415422
辻 忠克	██████████ ███████	玄米	K2422423

7 登録の更新日

平成 30 年 7 月 24 日

三重県告示第 519 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ郷津店

松阪市郷津町 204-1 ほか 31 筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号	穂積 孝一

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号	神代 顕彰

3 変更年月日

平成 29 年 4 月 1 日

4 変更理由

代表者変更のため

5 届出の日

平成 30 年 7 月 23 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 8 月 10 日から同年 12 月 10 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 520 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

また、平成 28 年三重県告示第 321 号及び平成 28 年三重県告示第 388 号を取り消します。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パロー大黒田店

松阪市大黒田町字西出 1248 番

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 松阪市大黒田町字西出 1248 番ほか 9 筆

(変更後) 松阪市大黒田町字西出 1248 番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号	穂積 孝一

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号	神代 顕彰

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社パロー	岐阜県恵那市大井町 180 番地の 1	田代 正美

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社パロー	岐阜県多治見市大針町 661 番地の 1	田代 正美

3 変更年月日

2 (1) 平成 30 年 7 月 23 日

2 (2) 平成 29 年 4 月 1 日

2 (3) 平成 27 年 10 月 1 日

4 変更理由

2 (1) 住所訂正のため

2 (2) 代表者変更のため

2 (3) 小売業者の住所変更のため

5 届出の日

平成 30 年 7 月 23 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 30 年 8 月 10 日から同年 12 月 10 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成30年8月10日

三重県知事 鈴木英敬

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 湯の山温泉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字千草字東江野 7046 番地先 から 三重郡菰野町大字千草字東江野 7045 番 909 地先 まで	旧	10.10～32.80	45.80
	新	8.90～27.50	45.80

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南島大宮大台線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡南伊勢町河内字寺垣外 498 番地先 から 度会郡南伊勢町河内字寺垣外 503 番地先 まで	旧	5.60～7.42	55.00
	新	10.09～22.52	55.00

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 檜原大内山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町大内山字中ノ垣内 2926 番 3 地先 から 度会郡大紀町大内山字西ノ前 6850 番 2 地先 まで	旧	8.51～17.54	157.81
	旧新	10.54～22.34	150.90

第4

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 163号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市荒木字川原 330 番 1 地先 から 伊賀市寺田字東川原 453 番 1 地先 まで	旧新	8.07～34.20	557.59
	新	11.00～32.85	534.58

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 依那具荒木線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市荒木字川原 601 番 1 地先 から 伊賀市荒木字川原 322 番 6 地先 まで	旧	8.94～11.28	80.14
	新	9.63～24.16	80.14

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寺田佐那具停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市寺田字西川原 426 番 1 地先 から 伊賀市寺田字上小屋 1850 番地先 まで	新	14.12～20.62	127.77

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 平成 30 年 8 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 湯の山温泉線	三重郡菟野町大字千草字東江野 7045 番 740 地先 から 三重郡菟野町大字千草字東江野 7045 番 1055 地先 まで	平成 30 年 8 月 10 日
県道 千草赤水線	三重郡菟野町大字千草字下岡 7488 番 2 地先 から 三重郡菟野町大字千草字下岡 7492 番地先 まで	平成 30 年 8 月 10 日
県道 四日市関線	鈴鹿市山本町字作垣内 1080 番 1 地先 から 鈴鹿市小岐須町字中戸 683 番 1 地先 まで	平成 30 年 8 月 10 日
県道 鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市山本町字作垣内 1080 番 1 地先 から 鈴鹿市小岐須町字中戸 683 番 1 地先 まで	平成 30 年 8 月 10 日
県道 上浜高茶屋久居線	津市栗真町屋町字中浜 1262 番 2 地先 から 津市栗真町屋町字南浜 1314 番 1 地先 まで	平成 30 年 8 月 10 日
県道 老ヶ野古田青山線	津市白山町福田山字三谷 679 番 5 地先内	平成 30 年 8 月 10 日
県道 南島紀勢線	度会郡大紀町大字崎字庄兵衛谷 3026 番 1 地先内	平成 30 年 8 月 10 日
県道 鳥羽磯部線	鳥羽市相差町字大坂 2120 番 284 地先 から 鳥羽市相差町字堤 2031 番 48 地先 まで	平成 30 年 8 月 20 日
一般国道 311 号	尾鷲市三木浦町字下昌 222 番 1 地先 から 尾鷲市三木浦町字下昌 219 番地先 まで	平成 30 年 8 月 10 日

三重県告示第 523 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。
 平成 30 年 8 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沼谷川	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
藤南谷	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流
一葉谷	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流
古田川	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流
瀬戸西谷川	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
寺屋敷	度会郡大紀町三瀬川 (詳細は次の図のとおり)	土石流
原谷	度会郡大紀町三瀬川 (詳細は次の図のとおり)	土石流
長四郎谷	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
足谷	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
出合谷川	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
出谷	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
柚ノ木谷	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	土石流

イヅシヤ谷	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流
里谷	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 524 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
左田谷	南牟婁郡紀宝町井内 (詳細は次の図のとおり)	土石流
寺尾谷	南牟婁郡紀宝町井内 (詳細は次の図のとおり)	土石流
津本谷	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	土石流
永田谷	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	土石流
小畑	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	土石流
荘司前谷	南牟婁郡紀宝町北椋杖 (詳細は次の図のとおり)	土石流
瀬原谷	南牟婁郡紀宝町瀬原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
ジャングの谷	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流
宇田ノ口谷	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流
郷原谷 3	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 525 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
北野谷	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
九郎山谷	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
船谷	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山ノ神	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

岩口	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三瀬板谷川	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長者野 1	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
神原	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
青木谷	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
段野広	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
駒原	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大入谷	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大入川	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
池の谷	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三の谷川	度会郡大紀町三瀬川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ふるやの谷	度会郡大紀町三瀬川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
滝の谷	度会郡大紀町三瀬川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三瀬ノ谷	度会郡大紀町船木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮の谷	度会郡大紀町船木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下出谷	度会郡大紀町船木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
貝ヶ瀬谷	度会郡大紀町船木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
橋ヶ谷	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ハイシャ谷	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
岩河内谷	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
口山川 1	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
口山川 2	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大木戸谷	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥出川	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺谷	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
セング谷	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
平瀬谷	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

唐谷	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
藤ヶ野	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
瀬戸 2	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
阿漕	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
勝瀬 2	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大原野	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
神原	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
里	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長者野 1	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長者野 2	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神原 2	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神原 3	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神原 4	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神原 5	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 4	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 5	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 6	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 7	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大滝 1	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大滝 2	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神原 9	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 20	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 21	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 9	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 10	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 15	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 18	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

神原 14	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神原 15	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三瀬川 1	度会郡大紀町三瀬川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
頓登 1	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
出谷 1	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
出谷 2	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勝瀬 1	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片山 1	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片倉	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大原野 1	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三軒屋 1	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
昆沙野	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平瀬 1	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
藤ヶ野 1	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
藤ヶ野 2	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小広瀬 1	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小広瀬 2	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船木 1	度会郡大紀町船木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三瀬川 2	度会郡大紀町三瀬川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 1	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 2	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 3	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片山 2	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 8	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 11	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船木 2	度会郡大紀町船木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船木 3	度会郡大紀町船木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

三瀬川 3	度会郡大紀町三瀬川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神原 10	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 12	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 13	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 14	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 16	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 17	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 22	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 23	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 24	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大原野 2	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大原野 3	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大原野 4	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船木 4	度会郡大紀町船木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船木 5	度会郡大紀町船木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勝瀬 2	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大原野 5	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大原野 6	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三瀬川 4	度会郡大紀町三瀬川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三瀬川 5	度会郡大紀町三瀬川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三瀬川 6	度会郡大紀町三瀬川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
藤ヶ野 3	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥里出 2	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三瀬川 8	度会郡大紀町三瀬川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神原 11	度会郡大紀町神原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 25	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 26	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

滝原 27	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 28	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 29	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 30	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 31	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿曾 1	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿曾 2	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿曾 3	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿曾 4	度会郡大紀町阿曾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝原 32	度会郡大紀町滝原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 526 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
寺尾谷左支川	南牟婁郡紀宝町井内 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大里東谷	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
露谷	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
枇杷谷	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺上谷	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷峪谷	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東下谷	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大里東	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桧杖谷 1	南牟婁郡紀宝町北桧杖 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桧杖谷 2	南牟婁郡紀宝町北桧杖 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
京田谷	南牟婁郡紀宝町瀬原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

廣野谷	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
垣内谷	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下地中谷	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下地北谷	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
和田地谷	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
峰地谷	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大峰谷	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上野谷	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
那智河谷	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
郷原谷	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下地川	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下地谷川	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下地下谷	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中尾地	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
郷原谷 2	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
郷原谷 4	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
井内 5	南牟婁郡紀宝町井内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
井内 4	南牟婁郡紀宝町井内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
井内 1	南牟婁郡紀宝町井内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
井内 2	南牟婁郡紀宝町井内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
井内 3	南牟婁郡紀宝町井内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
井内Ⅱ-1	南牟婁郡紀宝町井内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
井内Ⅱ-2	南牟婁郡紀宝町井内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
井内Ⅲ-1	南牟婁郡紀宝町井内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大里東	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大里西 1	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大里西 2	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

津本 3	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
永田 1	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
永田 2	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小畑 1	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小畑 2	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湯之戸 7	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
津本 7	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
津本 8	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大里 2	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田代 1	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
津本 9	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松岡地 1	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
津本 1	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
津本 2	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
津本 4	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
津本 5	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
津本 6	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大里 1	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大里 3	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湯之戸 4	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湯之戸 3	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
津本 10	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大里 4	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湯之戸 6	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湯之戸 5	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湯之戸 1	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湯之戸 2	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

松岡地 2	南牟婁郡紀宝町大里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北松杖 3	南牟婁郡紀宝町北松杖 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北松杖 2	南牟婁郡紀宝町北松杖 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北松杖 1	南牟婁郡紀宝町北松杖 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中尾地 2	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和田地 1	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高岡下地 1	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
郷原	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高岡下地 3	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田代 2	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
枯木跡 1	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中尾地 3	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和田地 4	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高岡 1	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和田地 3	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高岡下地 2	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鮎田 1	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鮎田 2	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鮎田 3	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中尾地 4	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中尾地 1	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和田地 2	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中尾地 5	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高岡 2	南牟婁郡紀宝町高岡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。)

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 43 号

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正します。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

老人ホームの項中

「名張市美旗中村 1417 番地 2 特別養護老人ホームグランツァ」を
 「名張市美旗中村 1417 番地 2 特別養護老人ホームグランツァ」に改める。
 名張市木屋町 812 番地 2 特別養護老人ホームゆう」

三重県選挙管理委員会告示第 44 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1 以上の市区町村の区域等を単位として設けられた支部	届出年月日	備考
自由民主党三重県第三選挙区支部	水 谷 隆	伊 藤 智 史	四日市市中 部 5-5	○	平成 30 年 6 月 29 日	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
いげはら広樹後援会	柏 木 利 行	柏 木 節 子	名張市富貴ヶ丘 6-247	平成 30 年 5 月 15 日	
壺 琇 会 俱 楽 部	中 森 一 秀	中 森 一 秀	多気郡多気町土羽 560-1	平成 30 年 5 月 24 日	
小楠つぎお後援会	小 楠 次 男	小 楠 次 男	多気郡明和町大字斎宮 3230-5	平成 30 年 4 月 27 日	
海住さつきとともに松阪市の政治について語る会（略称：海住さつきと語る会）	海 住 さつき	海 住 さつき	松阪市西町 2561	平成 30 年 5 月 10 日	
世古口てつや後援会	山 口 直 人	杉 浦 信 之	多気郡明和町大字山大淀 2563-5	平成 30 年 4 月 24 日	
たかはし浩司後援会	渡 邊 裕	高 橋 豊	多気郡明和町大字池村 1011	平成 30 年 5 月 1 日	
牧野かほり後援会	牧 野 かほり	佐 藤 久	三重郡川越町亀崎新田 16-41	平成 30 年 7 月 3 日	
明和町の未来を創	世古口 哲 哉	世古口 ひで子	多気郡明和町大字大淀甲	平成 30 年	

造する会		828		4月24日			
2 届出事項の異動	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
	自由民主党三重県 建産連支部	山 野 稔	代表者	山 野 稔	山 下 晃	平成 30 年 6 月 5 日	政党
			会計責任者	水 谷 優 兆	松 井 明		
	自由民主党三重県 港湾建設協会支部	山 野 稔	代表者	山 野 稔	山 下 晃	平成 30 年 6 月 5 日	政党
			会計責任者	水 谷 優 兆	松 井 明		
	自由民主党三重県 宅建支部	川 端 和 弥	会計責任者	浅 沼 小百合	草 深 靖 志	平成 30 年 5 月 25 日	政党
	一 秀 会	中 森 一 秀	代表者	中 森 一 秀	北 村 禎 男	平成 28 年 3 月 31 日	
			会計責任者	中 森 一 秀	嶋 田 善 弘		
	紀北医師連盟	澤 田 隆 裕	主たる 事務所の所在地	尾鷲市朝日町 12-4	尾鷲市中川 18- 9	平成 30 年 5 月 30 日	
			代表者	澤 田 隆 裕	長谷川 陽		
	幸福実現党桑名後 援会	梶 原 修 三	主たる 事務所の所在地	桑名市里町 47- 9	桑名市藤が丘 2-1312	平成 30 年 5 月 18 日	
			代表者	梶 原 修 三	加 藤 龍 義		
	勢 山 会	水 谷 り 彥	代表者	水 谷 り 彥	水 谷 元	平成 30 年 3 月 19 日	
	政治結社護国至魂 会	岸 潤 治	主たる 事務所の所在地	鈴鹿市三日市三 丁目 7-8	鈴鹿市西条四丁 目 35	平成 30 年 4 月 7 日	
	世古口てつや後援 会	山 口 直 人	会計責任者	橋 佳 久	杉 浦 信 之	平成 30 年 5 月 16 日	
	久居一志地区医師 連盟	伊與田 義 信	代表者	伊與田 義 信	上 野 利 通	平成 30 年 6 月 14 日	
	廣耕太郎後援会	久 保 文 英	主たる 事務所の所在地	伊勢市上野町 1311	伊勢市浦口 2- 3-9	平成 30 年 3 月 1 日	
	三重県建設業政治 連盟	山 野 稔	代表者	山 野 稔	山 下 晃	平成 30 年 6 月 5 日	
			会計責任者	水 谷 優 兆	松 井 明		
	三重県商工政治連 盟	坂 下 啓 登	主たる 事務所の所在地	志摩市大王町波 切 1716-4	伊勢市小俣町本 町 180	平成 30 年 6 月 1 日	

代表者 坂下啓登 藤田正美
 会計責 坂下啓登 藤田正美
 任者
 主たる 松阪市虹が丘町 松阪市久保町 平成 29 年
 事務所 56-11 1843-211 12 月 1 日
 の所在
 地

米倉よしちか後援 米倉芳周
 会

三重県選挙管理委員会告示第 45 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
自由民主党三重県衆議院支部	嶋田幸司	平成 30 年 5 月 31 日	政党
アイウエオン善縁会	小出勝次	平成 29 年 12 月 26 日	
一秀会	中森一秀	平成 30 年 5 月 23 日	
勢山会	水谷りゑ	平成 30 年 6 月 7 日	
西岡あつし後援会	辻慶一	平成 30 年 3 月 31 日	
二十一世紀桑名の会	城田忠彦	平成 30 年 6 月 7 日	
水谷元後援会	三林憲忠	平成 30 年 6 月 7 日	
與谷公孝を励ます会	與谷公孝	平成 30 年 3 月 23 日	

三重県選挙管理委員会告示第 46 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出、同条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出、同項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出及び同項第 2 号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

1 資金管理団体の指定

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
飯田正樹	市議会議員	飯田正樹後援会	桑名市大字星川 127-8	平成 30 年 6 月 10 日
世古口哲哉	町長	明和町の未来を創造する会	多気郡明和町大字大淀甲 828	平成 30 年 4 月 24 日

2 資金管理団体の異動

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
水谷りゑ	勢山会	代表者	水谷りゑ	水谷元	平成 30 年 3 月 19 日

3 資金管理団体の指定の取消し

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
與谷公孝	與谷公孝を励ます会	平成 30 年 3 月 23 日

4 資金管理団体でなくなった旨の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日

水谷りゑ

勢山会

平成30年6月7日

三重県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の平成21年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成30年8月10日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

一秀会

報告年月日 平成30年5月24日

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

三重県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の平成22年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成30年8月10日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

一秀会

報告年月日 平成30年5月24日

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

三重県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の平成23年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成30年8月10日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

一秀会

報告年月日 平成30年5月24日

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

三重県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の平成24年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成30年8月10日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

一秀会

報告年月日 平成30年5月24日

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

三重県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の平成25年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成30年8月10日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

一秀会

報告年月日 平成30年5月24日

1 収入総額	0円
--------	----

2 支出総額

0 円

三重県選挙管理委員会告示第 52 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 26 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

一秀会

報告年月日 平成 30 年 5 月 24 日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

三重県選挙管理委員会告示第 53 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 27 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

一秀会

報告年月日 平成 30 年 5 月 24 日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

三重県選挙管理委員会告示第 54 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 27 年中の収支に関する報告書について、訂正の報告を受けましたので、訂正後の収支の要旨を次のとおり公表します。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

全国旅館政治連盟三重県支部

報告年月日 平成28年8月 5日

訂正年月日 平成30年5月28日

1 収入総額	481,512円
本年收入額	481,512円
2 支出総額	460,864円
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費	(213人)481,512円
4 支出の内訳	
政治活動費	460,864円
組織活動費	460,864円

海 調 委 告 示**三重海区漁業調整委員会告示第 6 号**

三重県海面における遊漁のまき餌を使用して行う釣り及びまき餌釣りに係る遊漁案内行為（以下「遊漁のまき餌釣り等」といいます。）について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定により、次のとおり指示します。

平成 30 年 8 月 10 日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

1 共同漁業権漁場における制限

別表の漁場（漁協名の欄に掲げた免許番号の共同漁業権漁場の全域又は一部の区域内及び共同漁業権漁場に隣接する区域）においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはなりません。ただし、共同漁業権者が認めた区域については、この限りではありません。

2 区画漁業権漁場における制限

区画漁業権漁場（藻類養殖漁場を除きます。）内においては、遊漁のまき餌釣り等をしてはなりません。ただし、漁業権者が認めた区域については、この限りではありません。

なお、真珠養殖漁場については、漁業権者及び当該漁場が位置する共同漁業権者の双方が認めた区域とします。

3 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨げてはなりません。

4 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たっては、これに応じなければなりません。

5 この指示の有効期間は、平成30年9月1日から平成31年8月31日までとします。

別表

漁場の位置	漁協名（免許番号）	禁止区域	禁止行為
伊勢市及び鳥羽市地先	伊勢湾漁協及び鳥羽磯部漁協（三重共第 25 号）	全 域	あみ（おきあみを含みます。）を使用した遊漁のまき餌釣り等
鳥羽市地先	鳥羽磯部漁協（三重共第 26 号、28 号、30 号、31 号、32 号、34 号、35 号、36 号、37 号、38 号、39 号、40 号、41 号、42 号、43 号、44 号、46 号、47 号、49 号、50 号、51 号、53 号）	全 域	
志摩市地先（英虞湾）	三重外湾漁協（三重共第 73 号、75 号、78 号、80 号、82 号、85 号、86 号、89 号、90 号、91 号、92 号、93 号）	全 域	遊漁のまき餌釣り等
志摩市地先（外海）	三重外湾漁協（三重共第 65 号、66 号、69 号、70 号、71 号、72 号、74 号、76 号、83 号、94 号、95 号）	全 域	
	三重外湾漁協（三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号）	全域及び隣接区域（別掲）	
紀北町地先	三重外湾漁協（三重共第 128 号）	全 域	
	海野漁協（三重共第 129 号）	一部（別掲）	
熊野市地先	熊野漁協（三重共第 149 号、150 号、151 号、152 号、153 号、154 号）	全 域	
御浜町地先	紀南漁協（三重共第 155 号）	一部（別掲）	

別掲

三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号に隣接する区域	次に掲げる点A、B、C、D、E、F、G、H、I、Jの各点を順次結んだ線と三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号の沖合側境界線によって囲まれた区域 点A 北緯 34 度 14 分 59 秒 東経 136 度 52 分 24 秒 点B 北緯 34 度 14 分 31 秒 東経 136 度 53 分 07 秒 点C 北緯 34 度 12 分 54 秒 東経 136 度 50 分 31 秒 点D 北緯 34 度 11 分 34 秒 東経 136 度 49 分 33 秒 点E 北緯 34 度 10 分 51 秒 東経 136 度 48 分 17 秒 点F 北緯 34 度 10 分 50 秒 東経 136 度 47 分 30 秒 点G 北緯 34 度 11 分 45 秒 東経 136 度 46 分 09 秒 点H 北緯 34 度 13 分 37 秒 東経 136 度 45 分 27 秒 点I 北緯 34 度 14 分 23 秒 東経 136 度 43 分 15 秒 点J 北緯 34 度 15 分 54 秒 東経 136 度 43 分 28 秒
三重共第 129 号	次に掲げる区域 ①後島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内 ②小エスキ島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内
三重共第 155 号	①次に掲げる点A、B、C、Dの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点A 北緯 33 度 47 分 23 秒 東経 136 度 02 分 28 秒 点B 北緯 33 度 47 分 10 秒 東経 136 度 02 分 41 秒 点C 北緯 33 度 47 分 30 秒 東経 136 度 02 分 46 秒 点D 北緯 33 度 47 分 36 秒 東経 136 度 02 分 31 秒 ②次に掲げる点A、B、C、D、E、F、G、Hの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点A 北緯 33 度 47 分 34 秒 東経 136 度 03 分 01 秒 点B 北緯 33 度 47 分 31 秒 東経 136 度 03 分 18 秒 点C 北緯 33 度 47 分 14 秒 東経 136 度 03 分 39 秒

点D	北緯 33 度 47 分 08 秒	東経 136 度 04 分 24 秒
点E	北緯 33 度 47 分 39 秒	東経 136 度 04 分 38 秒
点F	北緯 33 度 47 分 47 秒	東経 136 度 03 分 44 秒
点G	北緯 33 度 48 分 04 秒	東経 136 度 03 分 23 秒
点H	北緯 33 度 48 分 06 秒	東経 136 度 03 分 06 秒

公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 30 年 7 月 17 日	亀山市和田町字若宮 1267-24 ほか 3 筆	津市栗真町屋町 857 坂野 弘
平成 30 年 7 月 18 日	度会郡玉城町岡村字西廣 461-2 ほか 6 筆	松阪市宮町 318-16 株式会社日本屋メンテナンス 代表取締役 周 藤 雅 勝
平成 30 年 7 月 19 日	松阪市郷津町字牛之越 190 ほか 11 筆ほか及び字牛之藪 236-1 の一部	松阪市湊町 236 株式会社富士土地 代表取締役 林 弘 高
平成 30 年 7 月 31 日	三重郡菰野町大字神森字森 723-1 ほか 1 筆	三重郡菰野町大字神森 729 平野 貴 大 四日市市日永西 3 丁目 23-5-3 リバーヴィレッジ 101 平野 華 代
平成 30 年 8 月 1 日	員弁郡東員町大字山田字浦畑田 758-1 の一部ほか 2 筆	四日市市高見台 2 丁目 1 デンソー高見台社宅 116 小出 紘 士

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 物品等の名称及び数量 砂型積層造形装置 一式
- 2 担 当 部 局 津市高茶屋 5-5-45
三重県工業研究所 企画調整課
- 3 落 札 者 決 定 日 平成 30 年 8 月 2 日
- 4 落 札 者 愛知県名古屋市長区上社 2 丁目 203 本郷ビル 5F
関東物産株式会社 中部営業所 所長 南田 真人
- 5 落 札 金 額 入札価格 55,550,000 円
契約金額 59,994,000 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 平成 30 年 6 月 8 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 30 年 8 月 10 日

三重県警察本部長 難 波 健 太

- 1 特定役務名称 三重県警察インターネット接続システム機器更新・賃貸借契約
- 2 担当部局 津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課用度係
- 3 落札者決定日 平成 30 年 7 月 25 日
- 4 落札者 三重県津市桜橋二丁目 149 番地
西日本電信電話株式会社三重支店 支店長 大西 秀隆
- 5 落札金額 入札価格 30,043,200 円
契約金額 32,446,641 円
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 平成 30 年 6 月 8 日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
